

入札説明書等配布一覧表

調達をする特定役務の名称

[ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び保守サービス 一式]

(令和 8 年 9 月 1 日 公告)

	名 称	部数等
1	入札説明書 (添付様式) ・ 一般競争入札参加資格確認申請書 (様式第 1 号) (競争入札参加資格者名簿搭載者用) ・ 競争入札参加資格審査申請書提出書 (様式第 1 号－ 1) (競争入札参加資格者名簿未搭載者用) ・ 競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書 (様式第 2 号) ・ 納入計画書 (様式第 3 号) ・ アフターサービス及びメンテナンス体制証明書 (様式第 4 号) ・ 納入実績証明書 (様式第 5 号) ・ 競争入札に関する質問書 (様式第 6 号) ・ 入札書 (様式第 7 号) ・ 委任状 (様式第 8 号) ・ 仕様書交付申請書 (様式第 9 号)	1 部
2	契約書 (書式)	1 部
参考	令和 8 年度物品等競争入札参加資格審査申請要領 (競争入札参加資格者名簿未搭載者のみ該当) ※インターネットによる公告にリンクがあります。	1 部
参考	令和 8 年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告 (令和 8 年 1 月 30 日付・県公報第 675 号)	1 部

(注) 上記内容について、落丁等がないか確認してください。

(留意事項)

- 1 入札書は、1 葉をコピーして使用してください (再度入札の場合がある。)
- 2 賃貸借期間 (令和 9 年 2 月から令和 16 年 1 月まで) の総価 (消費税及び地方消費税を除いた金額) を記載してください。

山形県警察本部刑事部刑事企画課

入 札 説 明 書

ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び保守サービスの調達に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札の場所及び日時

(1) 場所

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）

(2) 日時

令和8年10月22日（木）午後2時00分

2 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び保守サービス 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等

別冊仕様書のとおり（調達物品は、全て新品であること。）

(3) 契約期間 契約締結の日から令和16年1月31日まで

ただし、契約締結の日から令和9年1月31日までは、賃貸借の準備期間とするもので、当該準備に係る費用を受注者負担とし、賃貸借期間は、令和9年2月1日から令和16年1月31日までとする。

(4) 納入期限 別冊仕様書のとおり

(5) 納入場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部

(6) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 令和8年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和8年1月30日付け県公報第675号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該特定役務に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できること。

4 仕様書の交付

本件入札の仕様書の交付については、入札公告の「入札参加者の資格」を有する者（競争入札の参加資格を得ようとする者を含む。）は、仕様書交付申請書（別紙様式第9号）を山形県警察本部刑事部刑事企画課総括係へ提出し交付を受けること。交付された仕様書は、入札日までに山形県警察本部刑事部刑事企画課総括係へ返却すること。

なお、仕様書は厳重に管理し、複写等は厳禁とする。

5 入札参加者の資格の説明

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 「当該特定役務に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できること」とは、当該特定役務の障害時には、責任者に連絡してから6時間以内に設置場所に到着し、復旧対応が可能であることをいう。
- (3) 公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

6 担当部局等

契約及び仕様書に関する事務を担当する部局等（以下「契約担当部局」という。）

〒990-8577 山形市松波二丁目8番1号

山形県警察本部刑事部刑事企画課総括係

電話番号 023(626)0110

メールアドレス ypkeiki（あっと）pref.yamagata.jp

※（あっと）は@に置き換える

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

8 入札参加資格及び応札物品仕様書の審査等

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するための申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）並びに本件特定役務に係る応札物品仕様書、その他必要な書類（以下「応札物品仕様書等」という。）を、次に掲げる日時及び場所に提出し、入札参加資格並びに応札物品仕様書等の審査を受けなければならない。

(2) 受付期間

規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては令和8年9月1日（火）から同月29日（火）まで（山形県の休日を含める。）、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては令和8年9月1日（火）から同月15日（火）まで（県の休日を含める。）。以下「受付期間」という。）

(3) 受付時間

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 受付場所

山形県警察本部刑事部刑事企画課総括係

(5) 提出書類

ア 入札参加者の資格に関する書類

(ア) 競争入札参加資格者名簿に登載されている者

a 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第1号）

(イ) 競争入札参加資格者名簿に登載されていない者

- a 競争入札参加資格審査申請書提出書（別紙様式第1号－1）
- b 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類（会計局会計課が別に定める物品等競争入札参加資格審査申請要領による）

イ 応札する物品等の仕様に関する書類

- (ア) 競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書（別紙様式第2号）

- (イ) 応札物品仕様書（別冊）

本件調達物品等の仕様に適合するものとして応札する物品の規格等について、仕様書別添により作成すること。

なお、当該規格等がわかるカタログを添付し、仕様書記載の性能及び機能を満たす箇所をマーキングすること。

- (ウ) 納入計画書（別紙様式第3号）

機器の調達、搬入、設置、調整、試験及び納期を明示したもの

- (エ) アフターサービス及びメンテナンス体制証明書（別紙様式第4号）

契約書記載の保守サービス仕様書を満たすことを証明するもの

- (オ) 納入実績証明書（別紙様式第5号）※任意提出

- ① 物品仕様書に記載の設置要件台数相当の物品又はこれと同等の類似品に関する納入実績（納入年度、納品物品名、台数、納入先、簡単な内容説明、金額、賃貸借・一括納入の別等を明記）がある場合は、それを証明するもの

- ② 過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金が免除される場合があるので、該当する納入実績がある場合は、その契約履行状況を証明するもの

- (6) 上記(5)の書類の提出方法は持参とし、郵送又は電子メールによる提出は認めない。

- (7) 申請書等を提出した者は、入札日の前日までに添付書類に関し説明又は協議を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。なお、その指示に応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。

- (8) 応札物品仕様書等の審査については、当該仕様書等が入札公告で示した仕様書に基づき作成され、かつ、その内容が公告で示した各項目ごとの性能等の条件を満たしているかどうかを判断するものとし、必要に応じ内容の補正等を指示する場合があります、提出者はこれに応じるものとする。

- (9) 申請書等及び応札物品仕様書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

9 入札参加資格審査結果及び応札物品仕様書等の審査結果の通知

- (1) 入札参加資格及び応札物品仕様書等の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和8年10月5日（月）までに通知する。

- (2) 本件入札への参加は、前項の通知により、入札参加資格を有し、かつ、応札物品仕様書等の審査においてその内容が本件調達物品の仕様に適合すると認められたものについてのみ行うことができるものとする。

10 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、任意の書面により、山形県警察本部刑事部科学捜査研究所長にその理由の詳細説明を求めることができる。

- (2) 説明を求める場合は、令和8年10月15日（木）午後4時までに、契約担当部局に書面を持参により提出するものとする。郵送又は電子メール等によるものは受け付けない。

- (3) 山形県警察本部刑事部科学捜査研究所長は説明要求があった場合には、令和8年10月16日（金）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

11 仕様書に関する質問等

- (1) 仕様書に関し質問がある場合は、令和8年9月29日（火）午後4時までに契約担当部局に、競争入札に関する質問書（別記様式第6号）により持参又は郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール（PDF形式）で提出すること。なお、郵送による場合は、上記期限まで契約担当部局等に到達しなければならない。

- (2) (1)の質問に対する回答は、質問者あて書面により行うとともに、その回答書は、当該回答を行った日の翌日から入札執行の日時までの期間、山形県警察本部刑事部刑事企画課において閲覧

に供する。

12 入札の辞退等

(1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する調達をする物品等及び特定役務の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。

(2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

13 入札

(1) 入札書の様式は、入札書（別紙様式第7号）による。

(2) 入札書は入札公告の「入札の場所及び日時」に持参するものとするが、郵送による提出も認める（書留郵便に限る。）。

(3) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「調達をする特定役務の名称」を記載すること。

(4) 入札書を郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に厳封の上、上記(3)の内容を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。なお、令和8年10月21日（水）午後5時までに契約担当部局に必着とし、当該日時までに到達しなかった場合は棄権とみなす。

(5) 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（別紙様式第8号）を作成し提出させること。

(6) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。また、法人の代表者（支店長等の受任者を含む。）が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札者となることはできない。

(7) 入札価格には、輸送費、登録及び関税等通常の取引において必要とされる諸経費を含む総額とする。

14 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて開札を行う。

15 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

(1) 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札

(2) 申請書等又は応札物品仕様書等に虚偽の記載をした者のした入札

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札

(4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札

(5) 同一の事項につき2通以上の入札書を契約担当者に提出した入札

(6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札

(7) その他入札に関する条件に違反した入札

16 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う場合がある。

再度の入札を辞退するときは、入札書に「辞退」と記載し、提出すること。

入札を一度辞退した者は、当該入札案件の再度の入札に参加することはできない。

17 落札者の決定方法

(1) 規則第120条第1項の規定により作成された公告2の(1)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

(3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。

18 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

19 その他

- (1) 本件入札への参加にあたり、納入場所を確認する必要がある場合は、事前に山形県警察本部刑事部刑事企画課総括係まで連絡のうえ日時を調整し、当該担当部局の職員立会いのもと確認を行うこととし、また、その期間は入札期日の前日までとする。
- (2) 申請書等又は応札物品仕様書等に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (4) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。
- (5) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。
- (6) 入札者又はその代理人は、即日口頭落札決定通知を受領するための印鑑（入札書に使用する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。なお、当該印鑑を持参できない場合は、入札執行時の指示により落札決定を通知する。
- (7) 本件契約の条項は、別に示す契約書（書式）による。
- (8) この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約とする。
- (9) 落札者は、落札決定後、速やかに入札書に記載した入札金額及び契約期間における月ごとに対応した積算内訳書を提出すること。
- (10) 契約締結にあたっては、9により通知を受けた応札物品仕様書の内容を変更することはできない。
- (11) 仕様書の複写は行わず、入札会場において入札前に返却すること。ただし、入札を辞退した場合又は入札参加資格がないと認められた場合は、速やかに郵送又は持参により返却すること。
- (12) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。

様式第 1 号（一般競争入札参加資格確認申請書）

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代 表 者 氏 名

一般競争入札参加資格確認申請書

下記特定役務の調達に係る入札参加資格について確認されたく申請します。

なお、公告された資格を有すること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 調達をする特定役務の入札公告日及び名称

(1) 入札公告日 令和 8 年 9 月 1 日

(2) 特定役務の名称 ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び保守サービス

※登録番号	※確認印

※申請者は記入しないでください。

様式第 1 号－ 1 （競争入札参加資格者名簿未登載者用）

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

競争入札参加資格審査申請書提出書

下記特定役務の調達に係る入札に参加したいので、別添のとおり競争入札参加資格審査申請書を提出します。

なお、本件の入札公告に係る入札参加者の資格を有することについて、公告された資格を有すること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 調達をする特定役務の入札公告日及び名称

- (1) 入札公告日 令和 8 年 9 月 1 日
- (2) 特定役務の名称 ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び保守サービス

※登録番号	※確認印

※申請者は記入しないでください。

様式第 2 号（競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書）

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代 表 者 氏 名

競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書

下記特定役務の調達に係る応札物品仕様書等について、別添のとおり提出しますので審査されたく申請します。

記

1 調達をする特定役務の入札公告日及び名称

- (1) 入札公告日 令和 8 年 9 月 1 日
- (2) 特定役務の名称 ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び保守サービス

2 提出書類

- (1) 応札物品仕様書（別冊）
- (2) 納入計画書（別記様式第 3 号）
- (3) アフターサービス及びメンテナンス体制証明書（別記様式第 4 号）
- (4) 納入実績証明書（別記様式第 5 号）

様式第3号（納入計画書）

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

納入計画書

下記特定役務の調達に係る納入について、下記のとおり計画します。

記

1 調達をする特定役務の入札公告日及び名称

(1) 入札公告日 令和8年9月1日

(2) 特定役務の名称 ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び保守サービス

2 納入計画

時期	工 程
年 月 上・中・下旬	
年 月 上・中・下旬	
年 月 上・中・下旬	
年 月 上・中・下旬	
年 月 上・中・下旬	
年 月 上・中・下旬	
年 月 上・中・下旬	
年 月 上・中・下旬	
年 月 上・中・下旬	
年 月 上・中・下旬	

様式第4号（アフターサービス及びメンテナンス体制証明書）

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

アフターサービス及びメンテナンス体制証明書

下記特定役務の調達に係るアフターサービス及びメンテナンス体制について、下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 調達をする特定役務の入札公告日及び名称

(1) 入札公告日 令和8年9月1日

(2) 特定役務の名称 ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び保守サービス

2 責任者との連絡体制が完備され、保守、点検、修理その他について迅速な体制が整備されていること。

(1) 保守体制図	別紙添付
(2) 保守部隊の事業所名	
(3) 保守部隊の住所	
(4) 保守要員数	

※ 保守体制図については、別紙として添付すること。

3 機器及びソフトウェアの障害時には、責任者に連絡してから概ね6時間以内に山形県警察本部に到着し、復旧対応が可能であること。

保守拠点の住所	移動時間
	分

※ 移動時間については、山形県警察本部までの到着に要する時間を記入すること。

様式第5号（納入実績証明書）

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

納入実績証明書

下記特定役務の調達に係る納入実績について、下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 調達をする特定役務の入札公告日及び名称

(1) 入札公告日 令和8年9月1日

(2) 特定役務の名称 ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び保守サービス

2 契約履行実績

契約金額	納入年月日又は 業務完了年月日 又は契約期間	物件名又は業務名 納入年度、納品物品名、台数、簡単 な内容説明、賃貸借・一括納入の別	契約相手(官公庁名)
千円			
千円			
千円			
千円			
千円			

※ 納入実績となるものは、国又は地方公共団体に対し、種類及び規模をほぼ同じくする契約で過去2箇年以内に納入又は業務完了したものです（基準日は申請日とします。）。

※ 山形県財務規則第135条第3号により、第125条第5項の競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金が免除される場合があります。

様式第 6 号（競争入札に関する質問書）

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

競争入札に関する質問書

下記特定役務の調達に係る仕様書等について、下記のとおり質問します。

記

1 調達をする特定役務の入札公告日及び名称

(1) 入札公告日 令和 8 年 9 月 1 日

(2) 特定役務の名称 ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び保守サービス

2 質問事項等

様式第 7 号（入札書）

入 札 書																					
令和 年 月 日 山形県知事 吉村 美栄子 殿 ※1 入札者 住 所 又 は 所 在 地 氏名又は名称及び代表者名 印 ※2 〔代理人氏名〕 印 〕 山形県財務規則及び本件契約の条項により入札条件を承認し、下記のとおり入札します。 記																					
入 札 金 額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">十億</td> <td style="width: 10%;">億</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr style="height: 30px;"> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> ※賃貸借期間の総価（令和 9 年 2 月分から令和16年 1 月分までの84箇月分の金額）	十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円										
十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円												
入 札 保 証 金	免除																				
調達をする特定役務の名称	ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び保守サービス																				
数 量	一式																				
納 入 場 所	山形県警察本部																				
契 約 期 間	契約締結の日から令和16年 1 月31日 （賃貸借期間：令和 9 年 2 月 1 日から令和16年 1 月31日）																				
摘 要																					

※ 1 入札者の「住所又は所在地」及び「氏名又は名称及び代表者名」は、必ず記載すること。（代理人が入札する場合であっても、記載すること。その場合、押印は不要。）

※ 2 代理人が入札する場合は、※ 1 の記載に加え、〔 〕 欄に記名・押印のうえ入札すること。

様式第 8 号（委任状）

委 任 状

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代 表 者 氏 名

印

私は を代理人と定め、下記の権限を委任します。

（使用印鑑 ）

記

1 「ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び保守サービス」の入札並びに見積に関する一切の件

2 委任期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

様式第 9 号（仕様書交付申請書）

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

仕様書交付申請書

下記特定役務の調達に係る仕様書について交付して頂きたいと申請します。
なお、交付された仕様書は厳重に管理し、複写等を行わず、期限までに返却することを誓約します。

記

- 1 調達する特定役務の入札公告日及び名称
- (1) 入札公告日 令和 8 年 9 月 1 日
- (2) 特定役務の名称 ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び保守サービス

※名簿登録番号	※確認印 (返却日)
	()

※申請者は記入しないでください。

令和 年 月 日 標記特定役務の仕様書の交付を受けました。

氏名

令和8年度 物品等競争入札参加資格審査申請要領

	目次	
* 要領編		ページ
1	競争入札参加者の資格	1
2	申請方法等	2
3	受付期間	2
4	資格者名簿の有効期間	2
5	受付場所	3
6	提出書類	3-5
7	営業種目区分一覧	6-7
8	審査結果通知	7
9	申請内容の公表及び情報提供について	7
10	名簿登載後の注意事項	7
11	共同企業体として申請する場合	8
12	随時登載について	8-9
13	変更及び事業の廃止手続きについて	9-10
14	お知らせ(物品電子調達システムの登録など)	11
【参考】	山形県税の納税証明書の請求手続きについて ..	12-17
* 様式編	記入例	様式
第1号	競争入札参加資格審査申請書.. 18 ..	19
第2号	委任状(名簿登載者届)	20 .. 21
第3号	使用印鑑届	22 .. 23
第4号	県内事業所一覧表	24 .. 25
第5号	印刷機材等設備明細書	26 .. 27
第6号	契約履行実績一覧表	28 .. 29
第7号	暴力団排除に関する誓約書 ...	30 .. 31
第8号	社会保険・労働保険加入状況一覧表	32 .. 33
第9号	変更届	34 .. 35
第10号	事業の廃止届	36 .. 37
	債権者登録(変更)申出書	38-39 .. 40-41
【参考】	提出書類チェックリスト	42-43

※ この要領及び様式は、山形県のホームページからダウンロードすることができます。

山形県会計局会計課

TEL : 023-630-2723 FAX : 023-630-2715

URL : <https://www.pref.yamagata.jp>

県ホームページ > 事業者 > 目的から探す 入札情報・資格審査等 > 入札参加資格等(物品・役務) > 競争入札参加資格審査申請(物品及び役務)の定期受付

●競争入札参加資格者名簿に登載された後、申請内容(商号、代表者名、住所等)に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください●

・申請内容に変更が生じたにもかかわらず、変更届を提出しないまま入札に参加した場合、名簿登載内容と相違が生じるため、当該入札参加者の入札は無効となる場合があります。また、変更届を提出せず、変更前の名簿登載内容で入札に参加したことが落札決定後に判明した場合、指名停止措置を受ける場合があります。

・「13 変更及び事業の廃止手続きについて(8～10 頁)」を御覧の上、速やかに変更手続きをお願いします。

山形県が行う物品及び役務(建設工事に係る設計・測量・調査・コンサルタント及び工事材料を除く。)の調達並びに印刷物その他の製造請負等(以下「物品等の調達」という。)に係る競争入札参加資格審査申請について、次のとおり受付を行います。

※電子申請を希望される方は、「令和8年度物品等競争入札参加資格審査申請要領(電子申請用)」を御覧ください。

1 競争入札参加者の資格

(1) 下記の①から③のいずれにも該当する方が、競争入札参加資格者となります。

- ① 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること
- ② 山形県税又は消費税を滞納していないこと
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること(加入する義務のない者を除く。)

ただし、営業年数が1年未満であっても、次のいずれかに該当する方で、営業の同一性を失うことなく引き続き営業を行おうとする場合は、資格を有するものとします。

- ア 競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されていた方から営業用資産を継承した場合
- イ 資格者名簿に登載されていた個人が、名簿に登載される際に有していた営業用資産をもって設立した法人
- ウ 資格者名簿に登載されていた法人が、他の法人と合併して設立した法人

(2) 下記に該当する方は、競争入札の参加資格を有しません。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項第1号に定める契約を締結する能力を有しない者
- ② 令第167条の4第1項第2号に定める、破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- ③ 令第167条の4第1項第3号及び山形県暴力団排除条例に基づき、次のいずれかに該当する者
 - イ 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
 - ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等している者
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ヘ 個人である場合は、指定暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。)と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- ④ その他競争入札参加者として不適当と認められる者

2 申請方法等

- (1) 1事業者1申請とします。(1事業者による複数申請はできません。)
- (2) 申請書類は原則として郵送(簡易書留又はレターパック)してください。提出先は「5 受付場所(3頁)」のとおりです。受付場所に直接持参いただいた場合であっても書類の受付のみとします。

封筒には「競争入札参加資格審査申請書(物品等)在中」と記入してください。

- (3) 以下の6役務に関する登載を希望する場合の手続きは、建設工事及び建設工事に係る設計・測量・調査・コンサルタント及び工事材料の入札参加資格審査申請の手続きにより行ってください。
「除排雪」「道路・河川等に係る維持修繕」「土木施設に係る設備・機器保守点検」
「植栽等管理」「支障木伐採」「森林整備」

建設工事等の入札参加資格審査申請は受付期間、受付場所、手続き方法等が異なりますので、詳しくは 県土整備部建設企画課ホームページ等で御確認ください。

県土整備部 建設企画課 TEL:023-630-2402

県ホームページ＞事業者＞目的から探す 入札情報・資格審査等＞入札参加資格等(工事・コンサルタント業務)

○建設工事に関する審査申請受付期間

令和7年11月1日(土)～令和7年11月15日(土)(ただし、閉庁日を除く。)

○設計・測量・調査・コンサルタント及び工事材料に関する審査申請受付期間

令和7年11月16日(日)～令和7年11月30日(日)(ただし、閉庁日を除く。)

※電子申請が可能です。是非活用願います。(設計・測量・調査・コンサルタントの県内業者除く)

3 受付期間

【定期受付】 令和7年11月1日(土)から令和8年1月31日(土)まで

(ただし、閉庁日を除く。郵送の場合は当日消印有効)

※消印が確認できない後納郵便等により郵送する場合は、受付期間内に「5 受付場所(3頁)」のいずれかの担当部署に到着するようにしてください。

※営業種目ごとに申請期間(基準申請期間)を設定しています。(詳細は「7 営業種目区分一覧(6～7頁)」の最右欄を御参照ください。)受付期間内であれば、基準申請期間外でも申請を受け付けますが、できるだけ該当する基準申請期間中に申請して下さるようお願いします。

※提出書類に不備がある場合は、受付期間内に再度御提出いただく場合がありますので、余裕をもって申請してください。

【随時受付】 要件に該当する場合のみ、定期受付期間外でも随時申請可能

※要件等詳細は「12 随時登載について(8～9頁)」を御覧ください。

4 資格者名簿の有効期間

【定期受付】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(1年間)

【随時受付】 名簿登載日から令和9年3月31日まで

5 受付場所

申請者 本社所在地	担当部署	所在地	電話番号
県外、山形市	山形県庁 会計局会計課調達担当	〒990-8570 山形市松波 2-8-1	023-630-2723・2724
山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町	村山総合支庁 総務課出納室	〒990-2492 山形市鉄砲町 2-19-68	023-621-8321
寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町	村山総合支庁 【西村山地域振興局】 西村山総務課審査出納担当	〒991-8501 寒河江市大字西根字 石川西 355	0237-84-1870
村山市、東根市、尾花沢市、大石田町	村山総合支庁 【北村山地域振興局】 北村山総務課審査出納担当	〒995-0024 村山市楯岡笛田 4-5-1	0237-47-8616・8617
新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	最上総合支庁 総務課出納室	〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034	0233-29-1223・1224
米沢市、南陽市、高畠町、川西町	置賜総合支庁 総務課出納室	〒992-0012 米沢市金池 7-1-50	0238-26-6011・6010
長井市、小国町、白鷹町、飯豊町	置賜総合支庁 【西置賜地域振興局】 西置賜総務課審査出納担当	〒993-8501 長井市高野町 2-3-1	0238-88-8208
鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町	庄内総合支庁 総務課出納室	〒997-1392 三川町大字横山字袖 東 19-1	0235-66-5468

6 提出書類

県ホームページに手書き用(PDF形式)及び入力用(Excel形式)様式を掲載しています。

必ず最新の様式を使用してください。

様式のダウンロード URL

<https://www.pref.yamagata.jp/480001/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/teiki.html>

- (1) 使用言語は日本語とします。
- (2) 手書きの場合は、黒又は青のボールペンを使用し、楷書で丁寧に記入してください。
- (3) 記入内容は各種証明書等の内容と必ず一致するようにしてください。(様式内で記入の指示があるものを除く。)
- (4) JIS第一水準・第二水準に規定されていない漢字については、類似漢字若しくは仮名に書き換えてください。
- (5) 数字は全て算用数字を使用してください。
- (6) 記入例を参照し、間違いのないよう記入してください。(記載誤りがあった場合は、二重線を記入の上、余白にご記入ください。訂正印は不要です。)
- (7) **全ての様式に商号又は名称を記入する箇所がありますので、忘れずに記入してください。**
- (8) 4～5頁の【提出書類一覧】の順番どおりに整理し、ファイル等にはとじずに提出してください。
- (9) 必要により追加で書類の提出を求めることがあります。

【提出書類一覧】 ○:必要な書類 △:備考欄の内容に該当する場合のみ提出する書類

提出書類	部数	法人	個人	備考	コピー提出の可否	発行機関
①競争入札参加資格審査申請書 (別記様式第1号)	2部	○		登記上の住所と主たる住所が違う場合、申出書(任意様式)を提出		
②委任状(名簿登載者届) (別記様式第2号)	2部	△	/	申請者(本社)が委任を行う(支店、営業所等に権限を委任する)場合に提出 (「③使用印鑑届」との重複提出は不可)	1部 原本 1部 白黒コピー可 (※1)	
③使用印鑑届 (別記様式第3号)	2部	△		申請者(本社)が 実印以外 の使用印を設定する場合に提出 (「②委任状」との重複提出は不可)	1部 原本 1部 白黒コピー可 (※1)	
④返信用封筒(長3) [110円切手貼付]	1枚	○		審査結果通知の送付用として、 長形3号封筒に110円切手を貼付し 、送付希望先の宛先を記入して提出		
⑤県内事業所一覧表 (別記様式第4号)	1部	△		県内に 本店以外 の事業所等を有する場合に提出(県内事業所が本店の1店舗のみの場合は提出不要)		
⑥印刷機材等設備明細書 (別記様式第5号)	1部	△		印刷業を営む者は提出		
⑦契約履行実績一覧表 (別記様式第6号) 任意様式可	1部	△		国又は地方公共団体に対し、100万円以上の契約で、申請日より2か年以内に納入又は業務完了したものがあれば提出		
⑧許可・認可証等	1部	△		申請者が行う事業で許可又は認可等が必要な場合は、許可証又は認可証等の写しを提出	白黒コピー可	
⑨財務諸表	1部	○	法人	申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書及び貸借対照表(1年分)又はこれに準ずる書類	白黒コピー可	
			個人	申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書と貸借対照表(1年分)又はこれに準じる書類(所得税の確定申告書や所得税青色申告決算書の写し等)	白黒コピー可	
⑩登記事項証明書	1部	○	/	※申請日から3か月以内に発行されたもの	白黒コピー可	法務局
⑪身分証明書	1部	/	○	※申請日から3か月以内に発行されたもの	白黒コピー可	市町村
⑫印鑑証明書	1部	○	法人	※申請日から3か月以内に発行されたもの	原本	法務局
			個人	※申請日から3か月以内に発行されたもの	原本	市町村
⑬山形県税の納税証明書 ※山形県内に事業所等がなく、納付すべき税額がない場合も、全ての法人及び個人事業主が提出すること	1部	○		「全ての県税の滞納がない証明書」 ※申請日から3か月以内に発行されたもの ※申請者(本社)名で取得すること 具体的な請求手続き等については、「山形県税の納税証明書の請求手続きについて(12～17頁)」を参照 様式は県ホームページからもダウンロード可	白黒コピー可	山形県の各総合支庁税務担当課

提出書類	部数	法人	個人	備考	コピー提出の可否	発行機関
⑭個人県民税の納税証明書 ※山形県内に事業所等を有する個人事業主は必ず提出すること	1部		△	「個人県民税(住民税)の滞納がない証明書」 【未納があり納税の猶予を受けている場合】 ・「徴収猶予許可通知書」(猶予を受けている期間以外で未納がない旨を手書き等で記載すること) <u>※申請日から3か月以内に発行されたもの</u> (納付すべき税額がない場合も必要)	白黒コピー可	山形県内の各市町村税務担当課
⑮消費税及び地方消費税の納税証明書 ※(その3)、(その3の2)又は(その3の3)	1部		○	「消費税及び地方消費税の未納がない証明書」 【未納があり納税の猶予を受けている場合】 ・「納税の猶予許可通知書」又は ・「納税証明書(その1)」(猶予を受けている期間以外で未納がない旨を手書き等で記載すること) <u>※申請日から3か月以内に発行されたもの</u> (納付すべき税額がない場合も必要)	白黒コピー可	本店所在地管轄の税務署
⑯暴力団排除に関する誓約書 (別記様式第7号)	1部		○	申請者(役員等を含む)が暴力団員等でないこと等の誓約		
⑰社会保険・労働保険加入状況一覧表 (別記様式第8号)	1部		○	本店の加入状況について記載		
⑱社会保険(健康保険・厚生年金保険)の本店の加入状況が確認できる書類	1部		△	社会保険に加入している場合に提出 【例】 ・日本年金機構からの納入告知書・納付書・領収証書 ・健康保険組合からの納入告知書・領収証書 ・納付の猶予許可通知書 <u>※最新のものを又は申請時に最も近い時期のもの</u> ※健康保険及び厚生年金保険の両方に加入している場合は、それぞれ加入していることが分かること	白黒コピー可	本店所在地管轄の年金事務所、健康保険組合等
⑲労働保険(雇用保険・労働者災害補償保険)の本店の加入状況が確認できる書類	1部		△	労働保険に加入している場合に提出 【例】 ・概算・増加概算・確定保険料申告書(事業主控) ・労働保険事務組合からの労働保険料等納入通知書 ・納付の猶予許可通知書 <u>※最新のものを又は申請時に最も近い時期のもの</u> ※雇用保険及び労働者災害補償保険の両方に加入している場合は、それぞれ加入していることが分かること	白黒コピー可	本店所在地管轄の労働局、労働保険事務組合等
債権者登録(変更)申出書 (※2) (既に登録済みの場合は不要)	1部		△	県から支払いを受ける口座の登録を行う場合に提出 様式は県ホームページからダウンロード可能(債権者登録(変更)のみの電子申請可) <u>※申出書内の「金融機関確認欄」に金融機関の押印を受けるか、通帳の表紙及び見開き(カナ名義記載ページ)の写しを添付</u>		

(※1)…②・③(様式第2号・第3号)の白黒コピーについては、印影部分も白黒コピー可。

(※2)…債権者登録の登録状況等について、詳しくは会計局会計課公金管理・電子収納推進担当又は各総合支庁総務課(出納室)へお問い合わせください。

(会計局会計課公金管理・電子収納推進担当 TEL:023-630-2713)

(※3)…共同企業体の提出書類は「11 共同企業体として申請する場合(8頁)」を御覧ください。

7 営業種目区分一覧

※基準申請期間は、競争入札参加資格審査申請書(別記様式第1号)で選択された営業種目第1順位の番号で御確認の上、できるだけ各期間内に申請ください。(窓口持参の場合、閉庁日を除く。)

種目 番号	営 業 種 目	営 業 品 目 例	基準 申請 期間
物品販売等			
1	貴金属・時計類	金、銀、宝石、時計、眼鏡等	⑥ 令和8年1月20日～1月31日
2	工芸品類	カップ、メダル、記章、鑄造品、記念品、贈答品等	
3	看板・旗類	看板、旗、プレート、スクリーン印刷等	
4	写真類	カメラ、現像、焼付、フィルム、写真材料、マイクロ写真等	
5	印章類	印鑑、ゴム印等	
6	楽器・書籍類	楽器、レコード、書籍、出版物等	
7	スポーツ用品類	運動器具、レジャー用品、娯楽用品等	
8	木工品・家具類	木工品、一般家具、室内装飾品（じゅうたん、畳、カーテン）等	
9	繊維・皮革製品類	制服、寝具、靴、カバン、テント、シート、暗幕、合成樹脂製品等	
10	文具・事務調度品類	文房具、用紙類、コンピュータ関連用品、事務机、金庫、ロッカー等	
11	事務機器類	複写機、タイプライター、ワープロ、電卓、シュレッダー等	
12	情報機器類	コンピュータ、コンピュータソフト（既製品）、サーバー等	
13	通信機器類	無線機、レーダー、放送機器等	19日 ⑤ 令和8年1月1日～1月
14	電機・音響機器類	家電製品、照明機器、視聴覚機器等	
15	薬品・塗料類	医薬品、試薬品、農薬品、工業薬品、塗料等	
16	医療機器類	医療機械、生体検査機器、医療器具類	
17	計測・理化学機器類	各種計測機器、理化学分析装置、光学機械等	
18	産業機器類	工作機械、発電機、モーター、配電盤、ボイラー、ポンプ等	
19	農業・土木建設機械類	耕運機、トラクター、ドーザ、グレーダ等	
20	消防防災機器類	消防自動車、消防ポンプ、火災報知器、防護マスク、消防用品等	12月31日 ④ 令和7年12月16日～
21	厨房・環境衛生機器類	厨房機器、空調機器、汚水処理機器、焼却炉、浴槽等	
22	雑貨・日用品類	清掃用品、荒物、硝子機器、陶磁器、造園用品等	
23	自動車類	自動車、オートバイ、スノーモービル等	
24	自動車付属品・自転車類	タイヤ、自動車用品、自転車等	
25	印刷類	活版、写植、タイプ、フォーム、特殊ラベル、カーボン等	
26	地図・青写真・複写類	地図、青写真、複写、航空写真等	
27	燃料類	石油製品、高圧ガス、酸素、LP ガス等	12月15日 ③ 令和7年12月1日～
28	百貨店		
29	道路標識・安全保安用品類	道路標識、交通安全用品、信号機器、保安用品、警察装備品等	
30	船舶・航空機類	船舶、船舶用品、航空機部品等	
31	その他	上記のいずれにも属さない物品の販売	
物品買受け			
40	古物・不用品買受類	鉄屑、故紙、廃液、古物、古自動車等の買受け	

種目 番号	営 業 種 目	営 業 品 目 例	基準 申請 期間
役務			
50	映像製作・広告・宣伝類	ビデオ・スライド制作、広告サービス、催事関係、宣伝等	18② 日 令 5 和 1 7 1 年 3 0 日 月
51	調査・研究類	市場調査、環境調査、検査測定（構築物以外）、研究等	
52	情報処理類	情報処理サービス、システム開発、ソフトウェア開発、ネットワーク整備、インターネット関連サービス等	
53	賃貸借類	レンタル、リース	
54	構築物管理類	建築物清掃、環境衛生管理、各種設備機器運転・保守点検等	
55	警備・受付類	施設警備、機械警備、受付、電話交換等	5① 日 令 1 1 月 和 1 7 年 1 1 日 月 1 日
56	施設（構築物以外）管理類	交通安全施設保守点検、道路・公園の清掃、上下水道施設管理等	
57	廃棄物処理類	一般廃棄・産業廃棄・再生資源に係る収集、運搬、処理、処分等	
58	運送類	運送サービス（陸上、海上、航空含む）、宅配サービス等	
59	車両・船舶等整備類	自動車、船舶、航空機等の整備	
60	その他のサービス類	上記のいずれにも該当しないサービスの提供	

8 審査結果通知

審査結果は、有効期間の開始までに郵送により通知します。（令和8年3月下旬頃を予定）

承認された場合は、令和8年度の資格者名簿に登載されます。

通知書は、資格者名簿の有効期間中は必ず保管してください。

なお、同封の申請書控え等は、各関係機関との契約締結の際、届出印の照合のため写しの提供を依頼される場合があります。

9 申請内容の公表及び情報提供について

(1) 申請内容の公表

資格審査終了後、資格者名簿に登載された場合、次の項目については県ホームページで公表しますので、あらかじめ御了承の上、申請してください。

**公表項目：登録番号、営業種目、住所、名称、代表者、電話番号、FAX番号、
受任者（住所、名称、代表者、電話番号、FAX 番号）、取扱品目**

(2) 申請内容の情報提供について

山形県暴力団排除条例に基づき、申請内容を山形県警察本部へ情報提供する場合がありますので、あらかじめ御了承の上、申請してください。

10 名簿登載後の注意事項

(1) 資格者名簿に登載後、自動的に又は直ちに入札の指名等があるという制度ではありません。

本県では平成19年度より条件付一般競争入札の導入・拡大を進めており、物品等の調達並びに役務の調達のうち建物等の保守、管理、運営に伴う業務及び廃棄物の処理に伴う業務などについては、原則として条件付一般競争入札により調達しています。

入札の公告については、県ホームページ等に掲載しますので、随時御覧ください。

(2) 次の場合は、資格が消滅します。

- ・ 申請内容に重大な虚偽があったことが判明した場合
- ・ 申請後に「1 競争入札参加者の資格」（1頁）の（2）に該当することとなった場合
- ・ 申請後に資格者たる法人が事業活動を行うことが困難と認められた場合

11 共同企業体として申請する場合

(1) 共同企業体の資格要件について

- ① 申請できる営業種目は役務の調達に限ること。
- ② 全ての構成員が山形県内に本店を有していること。
- ③ 構成員の数は、2者以上5者以内であること。
- ④ 構成員に、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項の規定による中小企業者が含まれていること。
- ⑤ 出資額がある場合、各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。
- ⑥ 当該共同企業体により実施する業務が法令の規定による許可、認可、登録等が必要な場合は、全ての構成員がその許可等を受けていること。
- ⑦ 構成員が「1 競争入札参加者の資格」(1頁)の(1)に記載する山形県の競争入札参加資格者の資格要件を満たし、(2)に記載する参加資格を有しないものに該当しないこと。
- ⑧ 構成員は当該名簿に申請及び登載している他の共同企業体へ参加していないこと。

(2) 申請時の提出書類

共同企業体で申請する場合、4～5頁に掲げる提出書類は、次のとおりです。

① 共同企業体(代表構成員)が提出するもの

競争入札参加資格審査申請書、使用印鑑届、契約履行実績一覧表、共同企業体に関し構成員間で締結した協定書の写し、共同企業体に係る各構成員の出資額又は出資比率を証する書類(出資額がある場合)、債権者登録(変更)申出書、返信用封筒。

② 全ての構成員が提出するもの(代表構成員を含む)

許可・認可証等、財務諸表、登記事項証明書(個人の場合は、身分証明書)、印鑑証明書、各納税証明書、社会保険・労働保険加入状況一覧表、社会保険及び労働保険の加入状況が確認できる書類、暴力団排除に関する誓約書。

12 随時登載について

(1) 随時登載手続きについて

次の①から④のいずれかの要件に該当する場合は、定期受付期間外でも随時申請が可能です。

①及び④を理由とした随時申請は、紙申請のみの受け付けとなりますので御注意ください。

- ① 「政府調達に関する協定の適用を受ける契約」の入札に参加される場合
- ② 次のいずれかに該当する方で、営業の同一性を失うことなく引き続き営業を行おうとする場合
 - (i) 競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されていた方から営業用資産を継承した場合
 - (ii) 資格者名簿に登載されていた個人が、名簿に登載される際に有していた営業用資産をもって設立した法人
 - (iii) 資格者名簿に登載されていた法人が、他の法人と合併して設立した法人
- ③ 定期の受付期間(毎年11月1日から翌年1月31日まで)以降に、引き続き業として競争入札に付する契約に係る業務を営む期間が1年に達した場合
- ④ 入札公告後、その入札に参加希望される場合(企業局及び病院事業局が行う入札を除く)

(注)指名競争入札及び「公募型プロポーザル方式」における企画提案に参加する場合は随時登載の要件に該当しません。

【要件ごとの手続きについて】

要件	申請方法	申請期限	提出書類	提出先
①	紙申請のみ	参加を希望される入札公告等を御確認ください	「6 提出書類」(3～5頁)参照 + 入札参加に必要な書類(公告等記載)	入札担当課
②	電子申請 又は紙申請	なし	「6 提出書類」(3～5頁)参照 + 合併契約書・営業譲渡契約書等の証明書類 + 廃止届(吸収合併等により消滅する場合)	会計局会計課
③	電子申請 又は紙申請	なし	「6 提出書類」(3～5頁)参照	会計局会計課
④	紙申請のみ	参加を希望される入札公告等を御確認ください	「6 提出書類」(3～5頁)参照 + 入札参加に必要な書類(公告等記載)	入札担当課

※随時登載による審査結果通知について、紙申請の場合は郵送により通知しますが、電子申請の場合は電子申請システム(やまがたe申請)よりメール通知します。通知の時期は要件ごとに異なりますので、詳細は会計局会計課(023-630-2723)までお問い合わせください。

(2) 法人の合併等の手続きについて

① 法人の合併

法人の合併等に伴う手続きについては、合併後の法人が、有資格者(資格者名簿に登載されていた法人)と登記簿上(i)異なる場合と、(ii)同一である場合で異なりますので御注意ください。

(i) 異なる場合

有資格者の参加資格を合併後の法人に継承することはできませんので、合併後の法人が名簿に登載されていない場合で、登載を希望される方は、「12(1) 随時登載手続きについて」(8～9頁)に従い手続きを行ってください。(定期受付期間外の申請も可能です。)

(ii) 同一である場合

手続きは不要です。ただし、登載事項に変更が生じた場合、「13(1) 変更手続き(申請内容の変更) 内容の変更」(9～10頁)に従い、変更内容を届け出てください。

② 個人事業からの法人化

有資格者の参加資格を新設法人に継承することは出来ませんので、新設法人の名簿登載を希望される場合は、「12(1) 随時登載手続きについて」(8頁)に従い手続きを行ってください。

13 変更及び事業の廃止手続きについて

(1) 変更手続き(申請内容の変更)

資格者名簿に登載後、申請内容に変更が生じたときは、速やかに届け出てください。

ただし、登記簿上別法人となった場合は、手続きが異なりますので、「12(2) 法人の合併等の手続きについて」(9頁)を御覧ください。

提出書類は以下のとおりです。変更事項に応じて、添付が必要となる書類がありますので、詳細については別記様式第9号(変更届)の添付書類の欄を御確認ください。

【提出書類一覧(変更手続き用)】 ○:必要な書類 △:備考欄の内容に該当する場合のみ提出する書類

提出書類	部 数	○/△	備 考
(1)変更届 (別記様式第9号)	2部	○	2部のうち1部は、変更手続き後、変更通知と併せて会計課より返却
(2)返信用封筒(長3) [110 円切手貼付]	1枚	○	変更通知等の送付用として、 長形3号封筒に 110 円切手を貼付し 、送付希望先の宛先を記入して提出
(3)債権者登録(変更)申出書	1部	△	債権者登録内容に変更がある場合に提出 【添付書類】 振込先口座欄に変更がある場合は、申出書内の「金融機関確認欄」に金融機関の押印を受けるか、通帳の表紙及び見開き(カナ名義記載ページ)の写しを添付
(4)添付書類			
①登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)(※)	1部(白黒コピー可)	△	変更事項に応じて添付書類は異なります。詳細は 別記様式第9号(変更届)の添付書類の欄を参照 その他の注意事項は「6 提出書類(3～5頁)」中、 【提出書類一覧】のとおり
②委任状	2部(1部白黒コピー可)	△	
③使用印鑑届	2部(1部白黒コピー可)	△	
④印鑑証明書	1部(原本)	△	
⑤県内事業所一覧表	1部	△	
⑥山形県税の納税証明書(県税の滞納がない証明書)	1部(白黒コピー可)	△	
⑦個人県民税の納税証明書(個人住民税の滞納がない証明書)	1部(白黒コピー可)	△	

(※)…代表者・商号・本店住所に変更が生じた場合であって、**登記簿の作成が完了する前に参加を希望する入札案件がある場合は、登記簿の作成が未了の状態であっても入札前に変更内容を名簿担当部署に届け出てください。**

なお、その際、変更事項を証する株主総会の議事録又は取締役会の議事録等(署名及び押印のあるもの)を添付して提出してください。その上で、**登記完了次第、速やかに登記事項証明書を提出してください。**

届出がないまま入札に参加した場合、当該入札は無効になるほか、指名停止措置を受ける場合があります。参加を希望する入札案件がない場合は、登記簿作成完了後に届け出てください。

(2) 事業の廃止手続き(名簿からの削除)

営業譲渡やその他の事由により**事業をしないこととなったときは、速やかに別記様式第10号の事業の廃止届を提出してください。**

※変更及び事業の廃止手続きも電子申請が可能ですので、「令和8年度物品等競争入札参加資格審査申請要領(電子申請用)」を御覧ください。

14 お知らせ

(1) 山形県物品電子調達システムについて

会計局会計課並びに各総合支庁の本庁舎及び分庁舎の各所属で調達する1件の予定価格が300万円以下の物品及び400万円以下の印刷物については、**山形県物品電子調達システムにより納入者を決定しています。**このシステムは、**県内に事業所等を有する方が**、インターネットを利用して見積合せに参加するシステムです。

【新たに利用希望する方へ】

この度の競争入札参加資格審査申請とは別に、**事前の利用者登録が必要**となります。詳しくは会計局会計課調達担当までお問合せください。

会計局会計課調達担当 TEL:023-630-2718 山形県物品電子調達システム https://eps.pref.yamagata.jp/
--

(2) 障がい者就労施設等について

障がい者就労施設等については、物品調達優遇制度があります。障がい者の法定雇用義務を果たしている県内の中小企業の方又は授産施設等の方は、登録することによって、物品調達における優遇措置を受けることができます。

詳しくは、産業労働部 雇用・産業人材育成課(TEL:023-630-2711)までお問合せください。

山形県税の納税証明書の請求手続きについて

1 請求方法

最寄りの総合支庁税務担当窓口にて請求してください。山形県内に事務所若しくは事業所を有しない県外事業者の場合は、郵送により請求することができます。

2 窓口での請求手続き

以下の書類等を持参の上、最寄りの総合支庁税務担当窓口へ請求してください。

- 納税証明請求書 …… 各総合支庁税務担当窓口に備え付けられています。
- 請求者の印鑑 …… 法人の場合は代表者印（実印）押印、個人の場合は押印省略可
- 委任状 …… 法人の代表者以外（支店長、営業所長など）が請求する場合及び行政書士等の代理人が請求する場合には、委任状の提出が必要です。なお、委任状については、押印を省略することはできません。
※法人の代表者又は従業員が、代表者印（実印）を使用して請求書を提出する場合は作成不要です。
- 交付手数料 …… 証明書1枚につき400円の県証紙（山形県収入証紙）が必要です。
山形県内の販売所は以下のURLから御覧いただけます。
https://www.pref.yamagata.jp/480001/kensei/zaisei/2nd_kenshoshi/urisabakisho.html
- 公的身分証明書 …… 委任状による請求の場合及び個人事業税の本人請求の場合は、マイナンバーカードや運転免許証等顔写真の貼付してある身分を証明するものにより、窓口に来られる方の本人確認を実施しています。

3 郵送による請求手続き

山形県内に事務所若しくは事業所を有しない県外事業者の場合は、郵送による納税証明書の交付請求をすることができます。各総合支庁税務担当窓口へ以下の書類を郵送してください。

- 納税証明請求書 …… 山形県ホームページからダウンロードしてください。
- 委任状 …… 法人の代表者以外（支店長、営業所長など）が請求する場合及び行政書士等の代理人が請求する場合には、委任状の提出が必要です。
※法人の代表者又は従業員が、代表者印（実印）を使用して請求書を提出する場合は作成不要です。
- 返信用封筒 …… 110円切手を貼付してください。書留、速達等を希望される場合は所要の切手を貼付してください。
- 交付手数料 …… 証明書1枚につき400円の交付手数料が必要です。郵便小為替若しくは現金書留を御利用ください。
- 公的身分証明書 …… 個人の場合のみ。マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等の官公署が発行した身分証明書の写しを同封してください。

4 様式のダウンロードURL（山形県）

○ 納税証明請求書・委任状

<https://www.pref.yamagata.jp/020007/youshiki/nouzei/nouzeishoumei.html>

※総務省及び地方税共同機構のウェブサイトに掲載されている様式（全国統一様式）も使用することができます。

（総務省 URL）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/000148148.html

（地方税共同機構 URL）

<https://www.lta.go.jp/news/03410>

5 納税証明書の請求先

本店所在地	請 求 先
東南村山地域	村山総合支庁 納税課 管理担当 〒990-2492 山形市鉄砲町2丁目19-68 TEL 023-621-8135（直通）
西村山地域	村山総合支庁 西村山税務室 納税管理担当 〒991-8501 寒河江市西根字石川西355 TEL 0237-86-7280（直通）
北村山地域	村山総合支庁 北村山税務室 納税管理担当 〒995-0024 村山市楯岡笛田4丁目5-1 TEL 0237-47-8625（直通）
最上地域	最上総合支庁 税務課 納税管理担当 〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 TEL 0233-29-1233（直通）
東南置賜地域	置賜総合支庁 税務課 納税管理担当 〒992-0012 米沢市金池7丁目1-50 TEL 0238-26-6101（直通）
西置賜地域	置賜総合支庁 西置賜税務室 納税管理担当 〒993-8501 長井市高野町2丁目3-1 TEL 0238-88-1046（直通）
庄内地域	庄内総合支庁 税務課 管理担当 〒997-1392 東田川郡三川町横山字袖東19-1 TEL 0235-66-5437（直通）
県 外	山形県内に事務所若しくは事業所を有しない事業者の場合は、上記のいずれかの窓口へ郵送で請求してください。

*太枠欄のみ記入してください。

納 税 証 明 請 求 書

山 形 県 総 合 支 庁 長 殿

令和 年 月 日

請求者	住所	所在地	納税義務者又は 特別徴収義務者	□請求者と同一(納税義務者欄記入不要) □請求者と別
	氏名又は代表者氏名	住所又は所在地		
	電話番号	氏名又は代表者氏名		
	印	※法人の場合、代表者印を押印		

下記のとおり納税証明書の交付を請求します。

*該当する項目の□に○を付けてください。

税 目	等	使 用 目 的	証 明 事 項	請 求 枚 数
☐ 自動車税種別割 山形・庄内	<自動車登録番号> 山形・庄内	☐ 名義変更 ☐ 抹消登録 ☐ その他	税額 (納付(納入)すべき額、 納付(納入)済額、未納税額)	枚
☐ 法人事業税(特別法人事業税及び地方法人特別税を含む) <事業年度> 年 月 日 ~ 年 月 日		☐ 建設業許可申請 ☐ 建設業法による変更届出 ☐ 資金借入 ☐ その他	税額 (納付(納入)すべき額、 納付(納入)済額、未納税額)	
☐ 法人県民税 <事業年度> 年 月 日 ~ 年 月 日				
☐ 個人事業税 <所得年> 年 月 日 ~ 年 月 日				
☐ その他の税目 ()				
☐ 鉾区税 <登録番号> 山形県 掘権登録第 号		☐ 試掘権の延長 ☐ 試掘権の採掘権への転願	納税状況 (滞納の理由)	
☐ 全ての県税 (特別法人事業税及び地方法人特別税を含む)		☐ 入札参加資格審査申請 ☐ 酒類販売業等免許申請 ☐ 公益法人認定申請 ☐ 公益法人定期事業報告 ☐ その他	☐ 現在県税の滞納がない ☐ 過去 年以内に県税の滞納処分を受けたことがない ☐ その他	

従業員等	氏名	
所属		
住所		

※発行 No. ~

同 議 長	関係者
決 裁	
文書取扱主任者	業務総括者
	業務管理者
	担当者

※県証紙貼付欄

- ◆ 代理人等が請求する場合は委任状が必要です。ただし、次の場合は省略できます。
 - ・法人の代表者又は従業員が、代表者印(実印)を使用して請求する場合(従業員等欄に所属部署等及び氏名を記入してください。)
 - ・車検証原本を提示し、自動車税種別割の納税証明を請求する場合
- ◆ 自動車税の納税証明書の交付を請求する場合は、自動車税種別割に○を付けてください。
- ◆ 自動車税種別割の納税証明の請求の場合は、納税義務者欄の記入について、車検証に記載されている現在の使用者についての記入でも結構です。
- ◆ 1件につき400円の手数料(県証紙)が必要です(鉾区税は無料)。税目、年度、証明事項ごとに1件として計算します。
- ◆ 納付(納入)直後(概ね2週間以内)の場合は領収書の原本を持参してください。
- ◆ 窓口に来た方の身分証明書(マイナンバーカードや運転免許証等)を確認させていただく場合があります。

*** 太枠欄のみ記入してください。**

*** 太枠欄のみ記入してください。**

山形県〇〇総合支庁長 殿		令和 年 月 日	
請 求 者	住 (居) 所 又 は 所 在 地	☒ 請求者と同一(納税義務者欄記入不要) ☐ 請求者と別	
	氏 名 又 は 名称及び代表者氏名	下記の場合はこの欄の記入と委任状の提出は不要です ・ 本人が請求する場合(個人) ・ 法人が代表者印(実印)を使用して請求する場合	
	電 話 番 号		
	(〇 〇)		
※法人の場合、代表者印を押印		特 別 徴 収 義 務 者 納 税 義 務 者 又 は	氏 名 又 は 名称及び代表者氏名

下記のとおり納税証明書の交付を請求します。

*該当する項目の□に☑を付けてください。

税 目 等		使 用 目 的	証 明 事 項
☐ 自動車税種別割	<自動車登録番号> 山形・庄内	☐ 名義変更 ☐ 抹消登録 ☐ その他	税額 (納付(納入)すべき額、 納付(納入)済額、未納税額)
☐ 法人事業税(特別法人事業税及び地方法人特別税を含む)	<事業年度> 年 月 日 ～ 年 月 日	☐ 建設業許可申請 ☐ 建設業法による変更届出 ☐ 資金借入 ☐ その他	税額 (納付(納入)すべき額、 納付(納入)済額、未納税額)
☐ 個人事業税	<所得年> 年 月 日 ～ 年 月 日	☐ その他	
☐ その他の税目	(年 月 日)		
☐ 鉾区税	<登録番号> 山形県 掘権登録第 号	☐ 試掘権の延長 ☐ 試掘権の採掘権への転願	納税状況 (滞納の理由)
☒ 全ての県税 (特別法人事業税及び地方法人特別税を含む)		☒ 入札参加資格審査申請 ☐ 酒類販売業等免許申請 ☐ 公益法人認定申請 ☐ 公益法人定期事業報告 ☐ その他	☒ 現在県税の滞納がない ☐ 過去 年以内に県税の滞納処分を受けたことがない ☐ その他

※県証紙貼付欄

- ◆ 代理人等が請求する場合は委任状が必要です。ただし、次の場合は省略できます。
- ◆ 法人の代表者又は従業員が、代表者印（実印）を使用し請求する場合（従業員等欄に所属部署等及び氏名を記入してください。）
- ◆ 車検証原本を提示し、自動車税種別割の納税証明を請求する場合
- ◆ 自動車税の納税証明書の交付を請求する場合は、自動車税種別割に☑を付けてください。
- ◆ 自動車税種別割の納税証明の請求の場合は、納税義務者欄の記入について、車検証に記載されている現在の使用者についての記入でも結構です。
- ◆ 1件につき400円の手数料（県証紙）が必要です（鉦区税は無料）。税目、年度、証明事項ごとに1件として計算します。
- ◆ 納付（納入）直後（概ね2週間以内）の場合は領収書の原本を持参してください。
- ◆ 窓口に来た方の身分証明書（マイナンバーカードや運転免許証等）を確認させていただく場合があります。

(様式例)

委任状

受任者（代理人）
〒住所

氏名

私は、上記の者を代理人と定め、下記に掲げる納税証明書の請求及び受領に関する権限を委任します。

記

- | | |
|--------|-----|
| 1 税目 | 税 |
| 2 使用目的 | のため |
| 3 枚数 | 枚 |

令和 年 月 日

委任者（請求者）
〒住所

氏名又は
名称及び代表者氏名

印

作成上のご注意

(様式例)

委任状

実際に窓口に来所する方、
個人の住所・氏名を記入し
てください。

受任者(代理人) 千 住所 _____
氏名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記に掲げる納税証明書の請求及び受領に関する権限を委任します。

記

1 税目 全ての県税

2 使用目的 入札参加資格審査申請のため

3 枚数 枚

令和 年 月 日

納税者の方の住所・氏名
(法人の場合は、所在地・
名称・代表者氏名)を記載
してください。

法人の場合は、
代表者印を押印して
ください。

委任者(請求者) 千 住所 _____
氏名又は _____
名称及び代表者氏名 _____ (印)

個人の場合は、自署
押印してください。

※窓口で、記載事項について、マイナンバーカードや運転免許証等で本人確認を行います。

※この委任状は作成上の見本ですので、この様式に限らず、要件が整っていれば任意様式でも結構です。

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される令和8年度における山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の規定による審査（以下「資格審査」という。）を受け、有効期間が令和9年3月31日までの競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

令和8年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 調達する物品等及び特定役務の種類

(1) 物品等の種類

貴金属・時計類、工芸品類、看板・旗類、写真類、印章類、楽器・書籍類、スポーツ用品類、木工品・家具類、繊維・皮革製品類、文具・事務調度品類、事務機器類、情報機器類、通信機器類、電機・音響機器類、薬品・塗料類、医療機器類、計測・理化学機器類、産業機器類、農業・土木建設機械類、消防防災機器類、厨房・環境衛生機器類、雑貨・日用品類、自動車類、自動車付属品・自転車類、印刷類、地図・青写真・複写類、燃料類、道路標識・安全保安用品類、船舶・航空機類、その他

(2) 特定役務の種類

自動車の保守及び修理のサービス、自動二輪車及び雪上車の保守及び修理のサービス、個人用品及び家庭用品の修理のサービス、飲料提供サービス、陸上運送サービス、乗組員付き船舶の賃貸サービス、航空輸送サービス、貨物運送取扱いサービス、宅配サービス、電気通信サービス、運転手付きでない農業用機械及び設備のリース又は賃貸サービス、運転手付きでない建設用機械及び設備のリース又は賃貸サービス、オペレーター付きでない事務用機械及び設備（コンピュータを含む。）のリース又は賃貸サービス、家具その他家庭用の器具の賃貸サービス、娯楽用品の賃貸サービス、その他の個人用品又は家庭用品の賃貸サービス、一般経営に関する相談サービス、財務管理に関する相談サービス（事業税に関するものを除く。）、マーケティング管理に関する相談サービス、人材管理に関する相談サービス、生産管理に関する相談サービス、その他の経営相談サービス、コンピュータ関連サービス、市場調査及び世論調査のサービス、広告サービス、装甲車による運送サービス、建築物の清掃サービス、林業及び木材伐出業に付随するサービス（森林経営を含む。）、出版及び印刷のサービス、金属製品、機械及び機器の修理のサービス、初等教育サービス、中等教育サービス、高等教育サービス、成人教育サービス、汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス、映画及びビデオテープの配給等のサービス

2 競争入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (2) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）であること。
- (3) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずる者として知事が認める者であること。

3 競争入札参加資格審査申請書の提出の時期

規則第125条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は特定調達契約の締結が見込まれる場合において随時に提出することができる。

4 申請の方法

(1) 申請書用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、契約担当課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。

また、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

(2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して契約担当者に提出すること。

イ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書

ロ 印鑑証明書

ハ 納税証明書（山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明するもの）

ニ 使用印鑑届（使用印鑑を設定する場合に限る。）

ホ 委任状（競争入札の参加及び契約等の権限を営業所等に委任する場合に限る。）

ヘ 県内事業所一覧表（県内に事業所を有する場合に限る。）

ト 印刷機材等設備明細書（印刷物に係る競争入札の参加資格を得ようとする者に限る。）

チ 契約履行実績一覧表

リ 営業許可・認可証等の写し

ヌ 貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類（以下「財務諸表」という。）

ル 暴力団排除に関する誓約書

ヲ 社会保険・労働保険加入状況一覧表及び社会保険・労働保険の加入状況を確認できる書類の写し

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

5 資格審査及び結果の通知

(1) 資格審査は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めたときは、資格者名簿に登録する。

(2) 資格審査の結果については、当該申請書を提出した者に通知する。

6 資格の有効期間及び更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登録された日から令和9年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新については、規則第125条第1項及び第4項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。